

平成5年（行ウ）第4号再処理事業指定処分取消請求事件

原 告 大下由宮子 外157名

被 告 原子力規制委員会

令和3年（行ウ）第1号六ヶ所再処理事業所再処理事業変更許可処分取消請求事件

原 告 山田 清彦 外105名

被 告 国

求釈明に対する回答書

青森地方裁判所 民事部 御中

2025年（令和7年）3月21日

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 浅 石 紘 爾

弁 護 士 海 渡 雄 一

弁 護 士 伊 東 良 徳

弁 護 士 中 野 宏 典

第 1 ＜求釈明＞ 1

—準備書面（214）所収の図の出典と書証との関係—

図 1 出戸西方断層の南側への連続性とトレンチ位置

甲 D 第 515 号証，日本原燃，「資料 1-3 再処理施設，廃棄物管理施設，MOX 燃料加工施設 敷地周辺の活断層評価について」（2020 年 2 月 21 日）より．

図 2 六ヶ所原子燃料サイクル施設周辺の近いと六ヶ所撓曲

甲 D 第 240 号証，渡辺満久，「広い撓曲崖を形成する六ヶ所断層—原子力規制委員会による適正な審査のために」（『科学』，88 巻，No.1，2018 年 1 月号）より．

図 3 M1 面と M2 面の変形を示す地形・地質断面（図 2 の X—Y）

甲 D 第 240 号証，渡辺満久，「広い撓曲崖を形成する六ヶ所断層—原子力規制委員会による適正な審査のために」（『科学』，88 巻，No.1，2018 年 1 月号）より．

図 4 露頭スケッチ（図 2 の露頭 4）

甲 D 第 240 号証，渡辺満久，「広い撓曲崖を形成する六ヶ所断層—原子力規制委員会による適正な審査のために」（『科学』，88 巻，No.1，2018 年 1 月号）所収の図に水色の 1.3°の線と緑の 2°の線を加筆．

図 5 露頭 4 付近のトレンチ調査の地形・地質断面図

甲 D 第 497 号証，渡辺満久，「六ヶ所再処理工場周辺における活断層評価への疑問」，六ヶ所学習会（連合会館 2019 年 6 月 28 日）資料より．下絵は甲 D 第 514 号証中の 163 コマの図．

図 6 日本原燃による露頭 4 付近のトレンチ調査

甲 D 第 512 号証, 日本原燃, 「資料 1-1 再処理施設, MOX 燃料加工施設敷地周辺陸域の活断層評価の内, 出戸西方断層 (コメント回答)」 (2015 年 2 月 20 日) より.

図 7 トレンチ内の小断層のまとめ

甲 D 第 512 号証, 日本原燃, 「資料 1-1 再処理施設, MOX 燃料加工施設敷地周辺陸域の活断層評価の内, 出戸西方断層 (コメント回答)」 (2015 年 2 月 20 日) より.

図 8 イ断層の詳細断面 (南面)

甲 D 第 512 号証, 日本原燃, 「資料 1-1 再処理施設, MOX 燃料加工施設敷地周辺陸域の活断層評価の内, 出戸西方断層 (コメント回答)」 (2015 年 2 月 20 日) より.

図 9 イ断層の詳細断面 (北面)

甲 D 第 512 号証, 日本原燃, 「資料 1-1 再処理施設, MOX 燃料加工施設敷地周辺陸域の活断層評価の内, 出戸西方断層 (コメント回答)」 (2015 年 2 月 20 日) より.

図 10 10 万年前以降に動いている層面すべり断層 (イ断層)

甲 D 第 497 号証、渡辺満久, 「六ヶ所再処理工場周辺における活断層評価への疑問」, 六ヶ所学習会 (連合会館 2019 年 6 月 28 日) 資料より. 下絵は甲 D 第 512 号証中の 128 コマ.

図 11 逆断層運動による層面すべり断層の様子

甲 D 第 497 号証、渡辺満久, 「六ヶ所再処理工場周辺における活断層評価への疑問」, 六ヶ所学習会 (連合会館 2019 年 6 月 28 日) 資料より.

図 12 層面すべり断層（イ断層）は六ヶ所断層の存在の根拠

甲 D 第 497 号証、渡辺満久、「六ヶ所再処理工場周辺における活断層評価への疑問」、六ヶ所学習会（連合会館 2019 年 6 月 28 日）資料より。下絵は甲 D 第 513 号証の B-B'、D-D'、E-E'の各断面図。

図 13 日本原燃による鷹架沼南岸の地形・地質断面図

甲 D 第 515 号証、日本原燃、「資料 1-3 再処理施設，廃棄物管理施設，MOX 燃料加工施設 敷地周辺の活断層評価について」（2020 年 2 月 21 日）より。

図 14 日本原燃による鷹架沼南岸の露頭調査位置

図 13 の露頭はざっと調査位置のみを強調して表示したもの。

図 15 鷹架沼南岸の地形・地質断面図

甲 D 第 327 号証、渡辺満久、「六ヶ所断層の評価に関する問題 —原子力規制委員会による適正な審査のために（3）」（『科学』，89 巻，No.12，2019 年 12 月号）所収の図に，地層の境界線（緑・黄・赤）および地層名（S3→R：六ヶ所層，S1：砂子又層下部層）を加筆。

図 16 反射法地震探査結果（LineA）

甲 D 第 514 号証、日本原燃、「資料 1-3 再処理施設，廃棄物管理施設，MOX 燃料加工施設 敷地周辺の活断層評価について」（2018 年 10 月 31 日）所収の図に赤枠を加筆。

図 17 日本原燃による大陸棚外縁断層の説明（準備書面 189 より）。

図 18 池田安隆氏による大陸棚外縁断層の説明（準備書面 189 より）。

第2 <求釈明> 2

—被告準備書面（5）の102ページの下から10行目以降の内容への端的な反論は？—

<回答>

1. 被告らの反論

参加人の調査結果から、「大陸棚外縁断層は」「約25万年前のBP層とCP層の境界部に変位・変形を及ぼしていないことが明白であり、後期更新世以降（約13万年から12万年前以降）は活動していないと判断できる。」

2. 再反論

(1) 池田安隆教授が指摘するとおり、調査位置の選定が適切ではない（大陸棚外縁断層の不適切な推定位置の設定とそれに基づくボーリング調査位置の選定）ため、大陸棚外縁断層が後期更新世以降の活動がないことの根拠にはなり得ない。また、根拠としてあげているボーリング調査や音波反射速度構造解析について、データの精度を超えた議論を展開しており、この点においても池田教授の見解への反論根拠とはなり得ない。

したがって、規制基準適合性審査において、大陸棚外縁断層は「将来活動する可能性のある断層等」として扱わなければならない。

なお、原告準備書面（189）や（198）などでも指摘しているとおり、池田教授は、大陸棚外縁断層は12万5000年前以降に活動を続ける活断層であることを明確に主張している。

(2) また、日本原燃がおこなった海底ボーリングについて、池田教授は甲D221号証（「日本原燃による海域活断層調査資料(2015/11/27)の検討」）で、14ページから27ページまで日本原燃提示データの検討にあてている。

この中で、海底ボーリングで得た地層データの取扱いについて、次のようにコメントしている。

甲D221号証の15ページ、CH-3孔②についての池田教授のコメント

「化石採取層準は示しているが、どの種がどこから出たか？（分析したすべての層準に出現；分析していないはずの層準にも出現？）従って、時代推定の妥当性は判断不能」

甲 D221 号証の 23～24 ページ、CH-6 孔①についての池田教授のコメント

「この間 230m 分のコアを採っていない」

「コア未回収 深度 120～350m」

「コアを採らずに掘った区間（深度 120～350m）で何故か年代が変わらない→異常に早い堆積速度?????」

甲 D221 号証の結論部分（42 ページ）

池田教授は次のように述べて日本原燃の海底ボーリング調査の取得・扱いについて、「データ捏造???'と書いて厳しく批判している。

結論

事業者提出資料の問題点/疑問点(1):

- 沖合遠方海域(大陸棚外縁断層より東側)における地層区分と年代推定は妥当.
- しかし, 上記地層区分を大陸棚外縁断層より陸側まで適用するのは困難; 沖合遠方の模式地点から連続して追跡できない(断層があるので連続が断たれるから).
- 上記地層年代区分(A, Bp, Cp, Dp, E, F, ...)は, 東北日本の地殻変動イベントの時代区分とは対応しない; 例えば, E 層の時代(6.4～15.9 Ma)は, 日本海拡大期(25～14 Ma; 引張応力が卓越し, 正断層運動が起こった)とそれに続く地殻変動静穏期(14 Ma～5 ないし 3.5 Ma)の両方にまたがる.
- 海底ボーリングで得た地層の化石年代を推定した根拠が明確に示されていない: (分析したすべての層準に出現すべき化石種が出現; 分析していないはずの層準にも出現 → 通常あり得ない! データ捏造???)
- (a)遠方海域における地層/年代区分, (b)地殻変動イベントに基づく年代区分, および(c)陸上の地層区分は, 一般に一致しないにもかかわらず, これらを微妙に混同して結論を導いている.

(甲 D221 号証 42 ページ)

第3 <求釈明> 3

—準備書面（214）の15ページの「この断層状の構造は、地下深くには連続しないかもしれないが、向斜構造の中で副次的に破断を生ずることはおかしいことではない」と述べていることの意味についての説明—

<回答>

1. 「この断層状の構造は、地下深くには連続しないかもしれない」といっているのは、図15のa・b・cで示した断層状の構造の地下深くに、断層状の構造がないことを意味するものではない。一見すると、S1とT3の地層の境界付近でa・b・cの構造が途切れて見えているが、地下深く活断層があって、活断層が動くことによってT3層より上部の向斜構造内部の地層に（不連続な部分を飛び越えて）影響を及ぼし、六ヶ所層の内部まで副次的な断層を発生させたという意味である。

なお、地下深くの活断層（六ヶ所断層）の存在については、渡辺満久教授らは甲D第124号証（「下北半島南部における海成段丘の撓曲変形と逆断層運動」、『活断層研究』，29号，13～23、2008）において、第4図「調査地域の地形地質断面図」の地震波による反射断面に逆断層構造を図示（別添参照）している。SA-SA'、SB-SB'、SC-SC'が反射断面図であり、反射断面の原図の作成は日本原燃による。

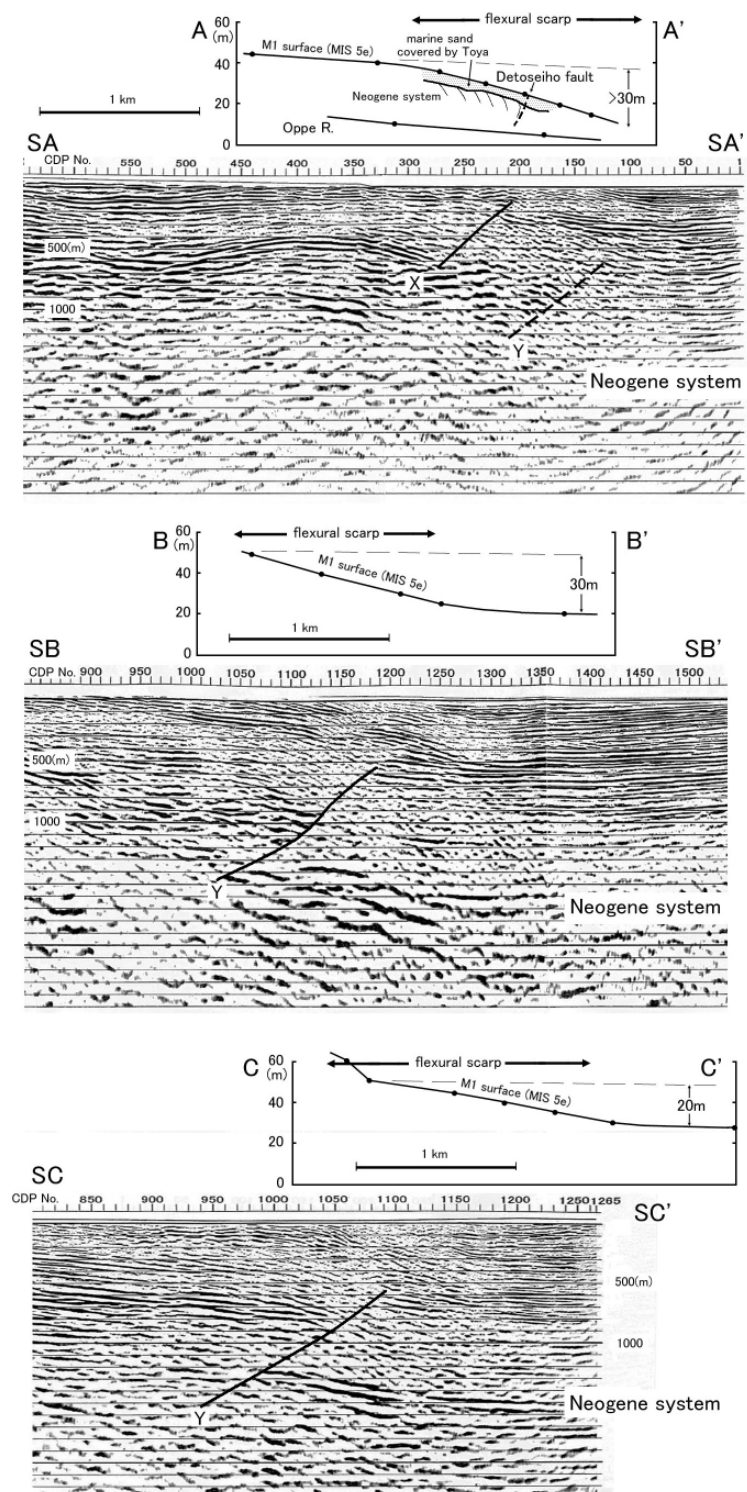
各図にX、Yから活断層をあらわす地表へ向かってのびる曲線が描かれている。Xが出戸西方断層、Yが六ヶ所断層をあらわしている。3つの反射断面のうち、準備書面（214）の15ページの図15の位置に相当するのがSC-SC'であり、ここにも六ヶ所断層をあらわす曲線が描かれている。地表には達していないが、地下1500m付近からのびる断層の線は地下500m付近まで達していることがわかる。

2. また、準備書面（198）の第4（31～32頁）で述べたとおり、敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイドの「2. 2. 2 将来活動する可

能性のある断層等の活動性評価」の解説に次のように書かれており、下北半島はこれに該当する。

（５）顕著な海岸隆起によって累積的な変位が認められる地域では、弾性波探査によって断層が確認されない場合でも、これをもって直ちに活断層の存在を否定せず、累積的な変位を説明する適切な地殻変動を検討する必要がある。また、海底に顕著な変動地形が認められる場合にも、それを合理的に説明できる活断層を想定する必要がある。

六ヶ所地域には標高 30～40 メートルの中位段丘が広く分布している。にもかかわらず、六ヶ所再処理工場の審査では、この海岸隆起を合理的に説明する活断層（大陸棚外縁断層および六ヶ所断層）が想定されていない。このような審査は、上記「審査ガイド」に違反するものである。



第4図 調査地域の地形地質断面図

甲 D 第 124 号証 (「下北半島南部における海成段丘の撓曲変形と逆断層運動」
『活断層研究』, 29 号, 13~23、2008)